

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月30日
【会社名】	タカラバイオ株式会社
【英訳名】	TAKARA BIO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 仲尾 功一
【本店の所在の場所】	滋賀県草津市野路東七丁目4番38号
【電話番号】	(077) 565局6920番
【事務連絡者氏名】	専務取締役総務部長 岡根 孝男
【最寄りの連絡場所】	滋賀県草津市野路東七丁目4番38号
【電話番号】	(077) 565局6920番
【事務連絡者氏名】	専務取締役総務部長 岡根 孝男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月24日開催の当社第14回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金1円80銭

第2号議案 定款一部変更の件

1. 経営基盤の一層の強化と充実を図るため、役付取締役として新たに取締役副会長を追加する。
2. 監査役を増員による監査体制の充実・強化を図るため、監査役の員数を増員する。
3. 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映させるため、新たに名誉会長および相談役を選定できる旨の規定を新設する。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、仲尾功一、大宮 久、竹迫一任、松崎修一郎、岡根孝男、峰野純一、ジャワハルラル・バハットおよび河島伸子の8氏を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、喜多昭彦、鎌田邦彦および姫岩康雄の3氏を選任する。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を月額2,200万円以内（うち社外取締役分は、月額200万円以内）に改定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個） （注1）	反対（個） （注1）	棄権（個） （注1）	可決要件	決議の結果	
						賛成の割合 （注2）
第1号議案	878,765	19,387	0	(*)	可決	96.09%
第2号議案	892,363	5,803	0	(*)	可決	97.58%
第3号議案						
仲尾功一	882,220	15,928	0	(*)	可決	96.47%
大宮久	881,969	16,179	0	(*)	可決	96.45%
竹迫一任	887,780	10,368	0	(*)	可決	97.08%
松崎修一郎	893,137	5,011	0	(*)	可決	97.67%
岡根孝男	893,140	5,008	0	(*)	可決	97.67%
峰野純一	893,135	5,013	0	(*)	可決	97.67%
ジャワハルラル・バハット	887,577	10,571	0	(*)	可決	97.06%
河島伸子	893,190	4,958	0	(*)	可決	97.67%
第4号議案						
喜多昭彦	892,016	6,133	0	(*)	可決	97.54%
鎌田邦彦	893,736	4,413	0	(*)	可決	97.73%
姫岩康雄	893,798	4,351	0	(*)	可決	97.74%
第5号議案	877,197	20,972	0	(*)	可決	95.92%

- (*) ・第1号議案および第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

- (注) 1. 賛成・反対・棄権の各議決権の数は、議案ごとに、本株主総会前日までに事前に行使された議決権の数および本株主総会当日に出席した株主のうちその意思の表示について確認できた一部の株主の議決権の数をもって集計したものであります。
2. 賛成の割合は、議案ごとに、本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分および本株主総会当日に出席した株主の分の合計）に対する上記賛成の議決権の数の割合を算出したものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

いずれの議案も、本株主総会前日までに事前に行使された議決権の数および本株主総会当日に出席した株主のうちその意思の表示について確認できた一部の株主の議決権の数をもって賛成・反対・棄権の各議決権の数を集計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、上記(3)に記載の賛成・反対・棄権の各議決権の数には、本株主総会当日に出席した株主のうちその意思の表示について確認できていない株主の議決権の数を加算しておりません。

以 上